

2025（R7）年税制改正（個人所得税1）

今回は2025（R7）年度の税制改正のうち、**個人所得税の主要改正項目**を数回に分けてご紹介いたします。今回の税制改正の大きな改正項目であり、**高所得者を除いて大多数の方の税負担が軽減**されます。今回は個人所得税の基礎控除・給与所得控除の改正について紹介します。

基礎控除の見直し

近年の賃金・物価上昇に対応した税負担の調整の観点から、控除の最低保障額を引上げ、更に基礎控除の上乗せ特例により一定所得以下の税負担の軽減を図っています。上乗せ特例は2025（R7）・2026（R8）年度の2年間適用され、2027（R9）年度からは増額された58万円の控除が適用されます。

基礎控除の改定（特例の上乗せを加算）

合計所得金額	給与収入のみの場合の収入額	2024(R6)	2025(R7) / 2026(R8)	2027(R9)
132万円以下	2,003,999円以下	48万円	95万円	
132万円超～336万円以下	2,003,999円超～4,751,999円以下		88万円	58万円
336万円超～489万円以下	4,751,999円超～6,655,556円以下		68万円	
489万円超～655万円以下	6,655,556円超～850万円以下		63万円	
655万円超～2,350万円以下	850万円超～2,545万円以下		58万円	
2,350万円超～	2,545万円超	48万円～0円（所得に応じて）		

※赤字:改正部分 ※※ 所得金額調整控除等は考慮外

2025（R7）年度の源泉徴収事務について、2025（R7）年11月までは改正前の「源泉徴収税額表」に基づいて徴収事務手続きを行うため、改正に伴う特別な事務手続きは生じません。2025（R7）年12月の年末調整の際に、改正後の控除額を用いて事務手続きを行います。（確定申告を行う方は、申告時に改正後の控除額を用いて計算します。）

給与所得控除の見直し

基礎控除の見直しと同様に、給与所得控除の見直しもおこなわれ、従前55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。これにより、給与等の収入金額が190万円以下の方の控除額が増え、税負担が軽減します。

給与の収入金額	2024(R6)	2025(R7)
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超～180万円以下	収入金額×40%-10万円	
180万円超～190万円以下	収入金額×30%+8万円	
190万円超～360万円以下	収入金額に応じて控除	変更無し
360万円超～850万円以下	収入金額に応じて控除	変更無し
850万円超～	195万円（上限）	変更なし

※

給与等の収入が190万円を超える方について、従来と控除額の変更はありません。



給与所得控除の見直しも、基礎控除と同様に、2025（R7）年11月までは徴収税額の変更はなく、年末調整が確定申告で税額の調整が行われます。

上記の改正により、給与等所得者のいわゆる「103万円の壁」が、「160万円（基礎控除95万円＋給与所得控除65万円）」に引き上げられました。

@6月の予定

6/10・5月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

6/30・4月決算法人の確定申告

・1,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元／黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階
TEL 023-624-3519／FAX 023-624-3662／URL <https://kuronuma-ac.jp>／E-Mail info@kuronuma-ac.jp